

## 議案第8号

### 我孫子市手賀沼公園ミニ鉄道条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手賀沼公園ミニ鉄道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月2日提出

我孫子市長 星野順一郎

#### 提案理由

観光振興のため、校外学習、遠足等の行事であって、主として子どもを対象とするものについて、ミニ鉄道の貸切運行を行うことができることとし、及び利用実績がなく、かつ、実施体制の確保が困難なミニ鉄道の出張運行を廃止するため提案するものです。

## 我孫子市手賀沼公園ミニ鉄道条例の一部を改正する条例

我孫子市手賀沼公園ミニ鉄道条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(使用の許可等)</u>	
<u>第3条 ミニ鉄道の使用（貸切運行）</u>	
<u>（ミニ鉄道を専用して使用するこ</u>	
<u>とをいう。以下同じ。）を除く。）</u>	
<u>をしようとする者は、乗車券又は回</u>	
<u>数券の交付を受けなければならな</u>	
<u>い。</u>	
<u>2 20人以上で行う修学旅行、校外学</u>	
<u>習、遠足その他の市の観光振興に資</u>	
<u>する行事であって、主として12歳に</u>	
<u>達する日以後の最初の3月31日ま</u>	
<u>での間にある者を対象とするもの</u>	
<u>を実施する団体は、貸切運行をする</u>	
<u>ことができる。</u>	
<u>3 前項の規定により貸切運行をし</u>	
<u>ようとする団体の代表者は、規則で</u>	
<u>定めるところにより市長に申請し、</u>	
<u>その許可を受けなければならない。</u>	
<u>4 ミニ鉄道の使用は、1回につき、</u>	
<u>路線を2周するものとする。ただ</u>	
<u>し、40人以上の団体が貸切運行をす</u>	
<u>る場合にあっては、これを1周とす</u>	
<u>ることができる。</u>	

(使用の許可の取消し等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による許可を取り消し、又はミニ鉄道の乗車を制限し、若しくは降車を命ずることができる。

- (1) ミニ鉄道の安全運転に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) ミニ鉄道に乗車しようとする者がこの条例、この条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故によりミニ鉄道が運行できなくなったとき。
- (4) 天候、車両の整備その他のやむを得ない理由により市長が必要があると認めるとき。

2 4歳未満の者がミニ鉄道に乗車しようとするときは、その保護者が同乗しなければならない。

(使用料等)

第5条 乗車券若しくは回数券の交付を受けようとする者又は第3条第3項の規定による許可を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2から4まで 略

(使用料等)

第3条 ミニ鉄道に乗車しようとする者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入し、乗車券又は回数券の交付を受けなければならぬ。

2から4まで 略

(乗車の制限等)

第4条 市長は、次の各号のいずれか

に該当するときは、ミニ鉄道の乗車を制限し、又は降車を命ずることができる。

(1) ミニ鉄道の安全運転に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故によりミニ鉄道が運行できなくなったとき。

(4) 天候、車両の整備その他のやむを得ない理由により市長が必要があると認めるとき。

2 4歳未満の者がミニ鉄道に乗車しようとするときは、その保護者が同乗しなければならない。

(出張運行)

第5条 市長は、公益性のあるイベント等を開催する者から出張運行の依頼があったときは、協議の上、出張運行を行うことができる。

2 出張運行に係る費用は、1日につき50,000円とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第6条 ミニ鉄道に乗車する者は、故意又は過失によりミニ鉄道又はそ

(損害賠償)

第6条 使用者は、故意又は過失によりミニ鉄道又はその附属設備を毀

の附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

別表（第5条関係）

区分	使用料	
略		
貸切運行	1周	乗車1人につき 100円
	2周	乗車1人につき 200円

備考 4歳未満の者のミニ鉄道の  
使用料（貸切運行に係る使用料を  
除く。）は、無料とする。

損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

別表（第3条関係）

区分	使用料
略	

備考 4歳未満の者のミニ鉄道の  
使用料は、無料とする。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。